

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	教育委員会 社会教育課	
許 認 可 等 名	徳島市立図書館資料の利用の承諾	
根 拠 法 令	徳島市立図書館条例	
根 拠 条 項	第8条第1項	
連 絡 先	株式会社図書館流通センター 徳島市立図書館(電話 654-4421)	
審 査 基 準	基 準	<p>徳島市立図書館条例施行規則 (館外貸出の手續と利用)</p> <p>第2条 図書館資料の貸出しを受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 市の区域内に住所を有する者 (2) 市の区域内に事務所又は事業所を有する者 (3) 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者 (4) 市の区域内に存する学校に在学する者 (5) 定住自立圏の形成に関する協定に基づき市が広域利用を認めた市町村の区域内に住所を有する者 (6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が特に必要があると認める者</p> <p>2 図書館資料の貸出しを受けようとする者は、所定の手続を経て、利用者登録を行い、利用者カードの交付を受けなければならない。 (図書館資料の貸出冊数とその期間)</p> <p>第4条 図書館資料の貸出冊数及び貸出期間については別に定める。</p>
	参 考 事 項	徳島市立図書館資料の貸出しに関する要綱
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間	総日数 即日
	(設定しないものについてはその理由)	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)